

資 料 提 供

令和3年11月15日
課 名 建設産業課
担当者名 寺尾
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和3年11月15日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ACE	代表者氏名	唐津 知孝
主たる営業所の所在地	広島市西区中広町三丁目2番1-201号第八山本ビル		
許可番号	広島県知事許可（般-2）第39592号		
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和3年11月15日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第3号該当）		
処分の内容	建設業法第28条第1項に基づく営業停止 1 停止を命じる営業の範囲 建設業の営業の全部 2 営業の停止を命じる期間 令和3年11月29日から令和3年12月5日までの7日間		
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律違反 株式会社ACEは、山口県知事の登録を受けることなく、同県内で解体工業を営み、解体工事で生じた産業廃棄物をみだりに捨て、産業廃棄物の委託は書面による委託契約によるべき旨の法令の基準に反した委託を行い、虚偽の排出事業者名簿を記載した産業廃棄物管理票を交付した。 このことにより、同社及び同社の元役員に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律違反により、山口地方裁判所周南支部から、それぞれ罰金650万円及び懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金50万円の判決を受け、令和3年4月1日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。		